

資料 2－1

オンライン又は光ディスク等による請求に係る
記録条件仕様（歯科用）の変更等について

1 診療報酬改定に伴う変更等

中央社会保険協議会資料に記載された内容について、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）の変更はないことを想定しております。

なお、今後発出される告示・通知及び記載要領の改正により、変更が生じる場合があります。

2 その他変更内容

第1章－3－（3）情報表記仕様 に係る変更事項

ア 請求ファイルの構成の（オ）について、次の下線部分を追加予定です。

- ・ 表のコメントレコードについて「任意※1」
- ・ 注1のなお、表中「※1」について、診療識別の記録を省略したレコードを連続して記録する場合は、98レコードを限度とする。